

平成19年10月25日  
(一部改正 平成20年3月10日)

## 全国有機農業推進委員会の設置について

### 第1 趣旨

- (1) 有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減するものであり、生物多様性の保全に資するものである。また、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資する取組である。
- (2) 一方、現状では、有機農業の取組は少なく、また、消費者の有機農業に対する理解も必ずしも十分とは言えない状況にある。
- (3) このため、有機農業の推進に関する基本的な方針（基本方針）に基づき、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間の団体等と連携しつつ、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力の下に有機農業を推進することを目的として、全国有機農業推進委員会（委員会）を設置する。

### 第2 構成

委員会は、有機農業者、有機農業の推進に取り組む民間団体、農業団体、流通、販売、実需、消費、行政の各分野の関係者、学識経験者等で構成する。

- (1) 委員会に会長及び会長代理を置く。
- (2) 会長は委員の互選により選出する。
- (3) 会長代理は会長の指名による。

### 第3 任務

委員会は、全国環境保全型農業推進会議と連携しつつ、以下の活動に取り組む。

- (1) 有機農業に関する知識の普及啓発、情報の提供
- (2) 有機農業者その他の関係者及び消費者の間の意見・情報交換の推進
- (3) 基本方針に基づく施策の実施状況の把握及び効果の検証
- (4) その他有機農業の推進に必要な取組

### 第4 運営

1 委員会の運営については次のとおりとする。

- (1) 委員会は公開とする。
- (2) 委員会の資料は、会議終了後、ホームページ等により公開する。
- (3) 委員会の議事録については、会議の終了後、速やかにホームページ等により公開する。

2 1にかかわらず、委員会、資料又は議事録を公開することにより当事者等の権利、利益等を害するおそれがある場合は、委員会、資料又は議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

## 第5 事務局

委員会の事務局は農林水産省生産局農産振興課環境保全型農業対策室に置く。

なお、全国農業協同組合中央会及び全国有機農業推進協議会は、事務局の運営に協力する。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が定める。

全国有機農業推進委員会委員

平成21年6月8日現在

(五十音順、敬称略)

- 赤城 節子 NPO法人兵庫県有機農業研究会事務局長  
魚住 道郎 NPO法人日本有機農業研究会理事、有機農業推進委員会委員長  
○金子 美登 NPO法人全国有機農業推進協議会理事長  
佐々木昭博 農林水産省大臣官房審議官（生産局）  
島村 菜津 ノンフィクション作家  
神出 元一 全国農業協同組合連合会常務理事  
寺嶋 晋 イオン株式会社農産商品部長  
◎中島 紀一 茨城大学農学部教授  
西村 和雄 有機農業技術会議代表  
藤田 和芳 大地を守る会会長  
堀田 富雄 株式会社モスフードサービス取締役 常務執行役員  
マーケティング本部長  
前嶋 恒夫 全国農業協同組合中央会常務理事  
山下 一穂 有機のがっこう土佐自然塾塾長  
若島 礼子 安全な食べ物をつかって食べる会 前代表  
若森 資朗 パルシステム生活協同組合連合会理事長  
渡邊 義明 株式会社アフアス認証センター代表取締役社長

◎：会長、○：会長代理